

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とした。

2 調査の対象及び客体

施設 票：3、4 ページに掲げる社会福祉施設等(89種類)を対象とし、その全数(休止中を含む。)を客体とした。

障害福祉サービス事業所票：障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所(平成18年4月1日施行による7種類の事業所)を対象とし、その全数(休止中の事業所を含む。)を客体とした。

平成18年10月1日現在

	調査対象施設・事業所数	集計施設・事業所数 ¹⁾
施設 票		
生活保護法による保護施設	302	298
老人福祉法による老人福祉施設	10 698	10 116
身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 ²⁾	2 367	2 352
知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 ²⁾	4 695	4 682
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設 ²⁾	1 703	1 697
売春防止法による婦人保護施設	50	49
児童福祉法による児童福祉施設	34 036	33 464
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設	76	73
その他の社会福祉施設等	9 519	9 239
障害福祉サービス事業所票 ³⁾		
障害者自立支援法		
居宅介護事業	16 702	11 672
外出介護事業	10 840	7 555
行動援護事業	381	282
障害者デイサービス事業	2 614	2 133
児童デイサービス事業	1 374	1 092
短期入所事業	4 297	3 849
共同生活援助事業	6 811	5 745

注：1) 集計施設・事業所数は休止中等の施設・事業所を除いた数である。

2) 改正前(平成18年10月1日施行前)の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による施設を対象とした。

3) 障害福祉サービス事業所は、郵送により調査を実施したものであり、調査対象施設・事業所数は調査票配付事業所数である。

3 調査の時期

平成18年10月1日

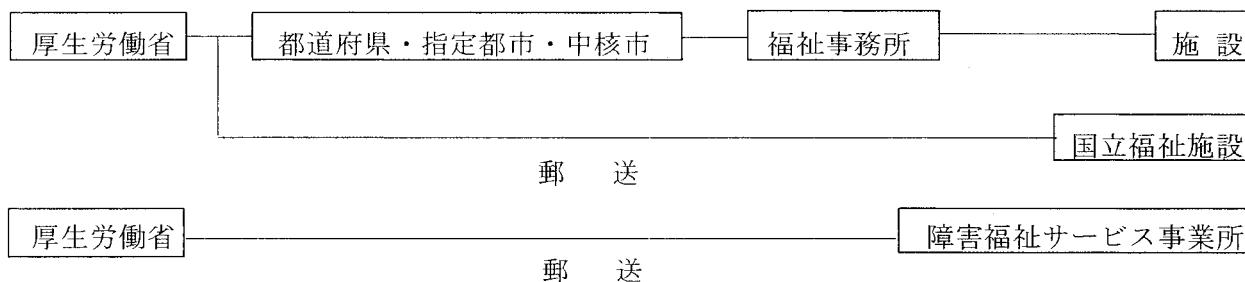
4 調査事項

施設 票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況、外部委託の状況、施設設備、ボランティアの状況 等

障害福祉サービス事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数 等

5 調査の方法及び系統

- (1) 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票を記入した。
- (2) 障害福祉サービス事業所票は厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票を記入した。ただし、施設等に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付し、事業所の管理者が調査票を記入した。
- (3) 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、施設管理者が調査票を記入した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	-
統計項目のあり得ない場合	.
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...
表章単位の1/2未満の場合	0、0.0
減少数(率)の場合	△

- (2) 活動中の施設、事業所のうち回答のあったものについて集計した。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 老人福祉施設には、平成12年以降は「介護サービス施設・事業所調査」により介護老人福祉施設、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所として把握した数値を含めて掲載しており、平成18年は、「介護サービス施設・事業所調査」により地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含め掲載している。

調査対象施設・事業所一覧

	保護施設調査票	老人福祉施設等調査票	障害者支援施設(更生施設)調査票	障害者支援施設等(授産施設)調査票	児童福祉施設調査票	保育所調査票	利用施設等調査票	障害福祉サービス事業所調査票
生活保護法による保護施設 救更 護 施 設 医療 生 施 設 授産 保 護 施 設 宿所 提 供 施 設	○ ○			○			○ ○	
老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム(一般) 養護老人ホーム(盲) 軽費老人ホーム(A型) 軽費老人ホーム(B型) 軽費老人ホーム(ケアハウス) 老人福祉センター(特A型) 老人福祉センター(A型) 老人福祉センター(B型) 老人介護支援センター		○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○	
障害者自立支援法による障害者支援施設 1) 改正前の身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設								
2) 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内臓障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○			○	
改正前の知的障害者福祉法による知的障害者援護施設								
知的障害者サービスセンター 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者福祉ホーム 知的障害者福祉工場			○ ○	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○	
改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 精神障害者社会復帰施設								
精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム(B型を除く) 精神障害者福祉ホーム(B型) 精神障害者授産施設(入所) 精神障害者授産施設(通所) 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者地域生活支援センター				○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	
身体障害者福祉法による社会参加支援施設 3) 改正前の身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設								
身体障害者福祉センター(A型) 身体障害者福祉センター(B型) 在宅障害者サービス施設 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

結果の概要

I 施設の状況

1 施設数

平成18年10月1日現在における全国の社会福祉施設等の総数は 96,286施設で、前年に比べ1,674施設、1.8%増加している。前年に比べ最も増加したのは、「老人福祉施設」(対前年1,147施設、2.6%)となっている。(表1)

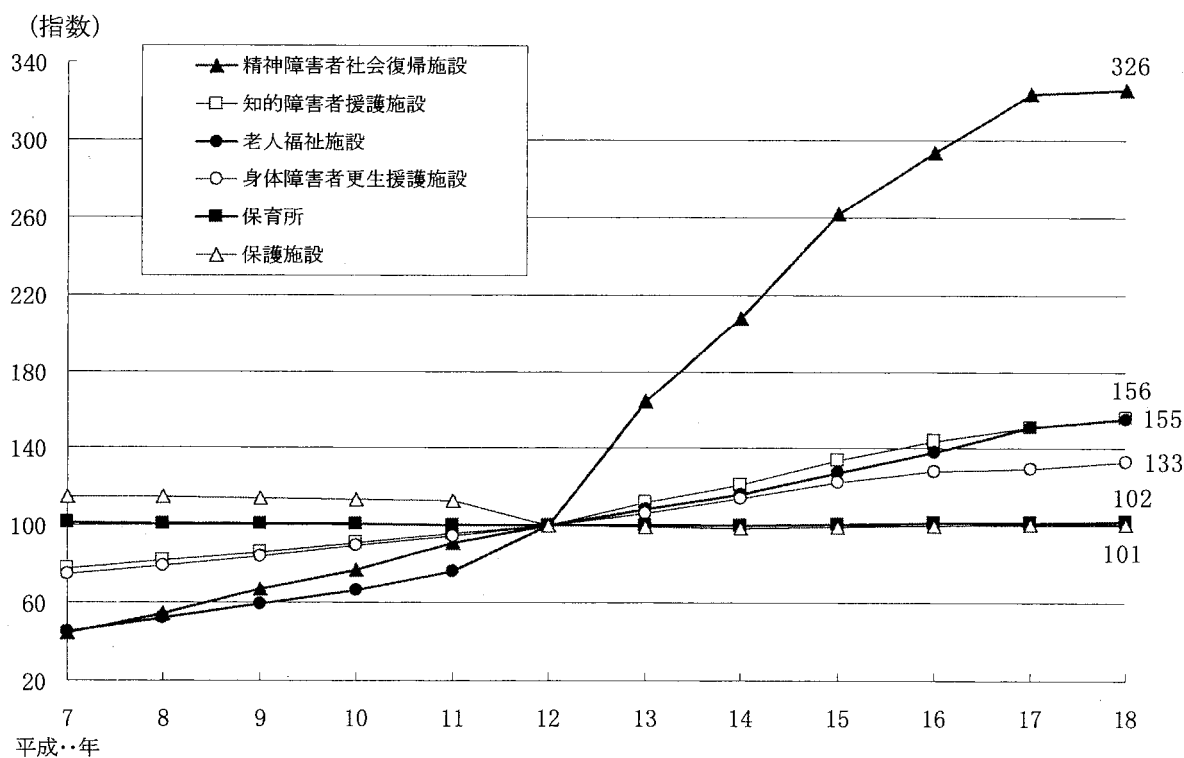
また、施設数の年次推移を主な施設の種別指数(平成12年=100)で見ると、平成18年調査では「精神障害者社会復帰施設」は、指数が326となっており、次いで、「知的障害者援護施設」(指数:156)、「老人福祉施設」(指数:155)となっている(図1)。

表1 施設の種別別にみた施設数の年次推移

	平成7年 (1995)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	各年10月1日現在	
								対前年 増減数	増減率(%)
施設総数	58 786	75 875	82 270	86 352	90 098	94 612	96 286	1 674	1.8
保護施設	340	296	292	294	297	298	298	-	-
老人福祉施設 1)	12 904	28 643	33 419	36 475	39 475	43 285	44 432	1 147	2.6
身体障害者更生援護施設	1 321	1 766	2 022	2 164	2 263	2 294	2 352	58	2.5
知的障害者援護施設	2 332	3 002	3 650	4 014	4 321	4 525	4 682	157	3.5
精神障害者社会復帰施設	233	521	1 082	1 363	1 530	1 687	1 697	10	0.6
婦人保護施設	52	50	50	50	50	50	49	△ 1	△ 2.0
児童福祉施設	33 231	33 089	33 266	33 383	33 406	33 545	33 464	△ 81	△ 0.2
保育所(再掲)	22 488	22 199	22 288	22 391	22 494	22 624	22 720	96	0.4
母子福祉施設	92	90	91	85	84	80	73	△ 7	△ 8.8
その他の社会福祉施設等	8 281	8 418	8 398	8 524	8 672	8 848	9 239	391	4.4

注: 1) 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所として把握した数値を含み、平成18年は、「介護サービス施設・事業所調査」において、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。

図1 社会福祉施設等の主な施設の種別指数(平成12年=100)



2 定員・在所者数・在所率

定員は3,286,332人で、前年に比べ81,748人、2.6%増加している。前年に比べ増加したのは、「老人福祉施設」(対前年27,258人、4.5%)、「保育所」(同22,123人、1.1%)、「知的障害者援護施設」(同6,772人、3.5%)等となっている。

在所者数は3,143,285人で、前年に比べ48,483人、1.6%増加している。前年に比べ増加したのは、「老人福祉施設」(対前年18,495人、3.6%)、「知的障害者更生援護施設」(同8,037人、4.3%)、「精神障害者社会復帰施設」(同1,371人、5.7%)等となっている。

在所率は98.4%で、前年に比べ0.6ポイント低下している。(表2)

表2 施設の種類別にみた定員・在所者数・在所率の年次推移

	平成7年 (1995)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	各年10月1日現在	
								対前年 増減数	増減率(%)
定 員 (人)									
定員総数	2 616 728	2 826 029	2 943 060	3 025 570	3 114 542	3 204 584	3 286 332	81 748	2.6
保護施設 1)	21 780	19 881	20 116	20 267	20 563	20 637	20 424	△ 213	△ 1.0
老人福祉施設 2)	316 420	481 607	533 709	554 455	581 294	611 208	638 466	27 258	4.5
身体障害者更生援護施設	45 509	52 780	56 622	59 178	60 920	62 308	62 818	510	0.8
知的障害者援護施設	123 022	153 885	168 911	180 320	188 484	195 395	202 167	6 772	3.5
精神障害者社会復帰施設	4 286	10 200	15 093	19 016	21 670	24 293	25 542	1 249	5.1
婦人保護施設	1 744	1 578	1 524	1 507	1 490	1 455	1 426	△ 29	△ 2.0
児童福祉施設 1)	2 014 497	2 013 356	2 046 869	2 081 391	2 115 717	2 147 767	2 169 577	21 810	1.0
保育所(再掲)	1 922 835	1 925 641	1 959 889	1 995 067	2 029 201	2 060 938	2 083 061	22 123	1.1
その他の社会福祉施設等 1)	89 470	92 742	100 216	109 436	124 404	141 521	165 912	24 391	17.2
在 所 者 数 (人)									
在所者総数	2 298 562	2 678 714	2 850 115	2 938 316	3 024 698	3 094 802	3 143 285	48 483	1.6
保護施設 1)	21 217	19 891	19 759	19 900	19 982	19 935	19 649	△ 286	△ 1.4
老人福祉施設 3)	307 912	416 176	456 598	476 866	497 483	517 088	535 583	18 495	3.6
身体障害者更生援護施設	41 484	48 905	52 099	54 739	56 319	57 507	58 276	769	1.3
知的障害者援護施設	120 025	150 873	165 384	175 407	182 649	188 646	196 683	8 037	4.3
精神障害者社会復帰施設	3 259	8 640	13 668	17 749	20 977	23 899	25 270	1 371	5.7
婦人保護施設	771	722	737	705	639	669	585	△ 84	△ 12.6
児童福祉施設 1)	1 749 142	1 976 976	2 078 026	2 121 144	2 164 040	2 191 996	2 192 088	92	0.0
保育所(再掲)	1 678 866	1 904 067	2 005 002	2 048 324	2 090 374	2 118 079	2 118 352	273	0.0
その他の社会福祉施設等 1)	54 752	56 531	63 844	71 806	82 609	95 062	115 151	20 089	21.1
在 所 率 (%) 4)									
在所率(総数)	87.8	96.7	99.0	99.3	99.4	99.0	98.4	(△ 0.6)	-
保護施設 1)	97.4	100.1	98.2	98.2	97.2	96.6	96.2	(△ 0.4)	-
老人福祉施設	97.3	97.4	97.2	97.2	97.2	97.1	97.2	(0.1)	-
身体障害者更生援護施設	92.5	93.8	93.0	93.5	93.3	93.1	93.6	(0.5)	-
知的障害者援護施設	97.6	98.0	97.9	97.3	96.9	96.5	97.4	(0.9)	-
精神障害者社会復帰施設	76.0	84.7	90.6	93.3	96.8	98.4	99.3	(0.9)	-
婦人保護施設	44.2	45.8	48.4	46.8	42.9	46.0	41.0	(△ 5.0)	-
児童福祉施設 1)	86.8	98.2	101.5	101.9	102.3	102.1	101.1	(△ 1.0)	-
保育所(再掲)	87.3	98.9	102.3	102.7	103.0	102.8	101.8	(△ 1.0)	-
その他の社会福祉施設等 1)	61.6	61.3	64.1	65.9	66.7	67.4	69.6	(2.2)	-

注: 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設及び母子生活支援施設、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。

2) 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所として把握した数値を含み、平成18年は、「介護サービス施設・事業所調査」において、地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。

3) 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設として把握した数値を含むが、短期入所生活介護事業所は含まない。また、平成18年は、「介護サービス施設・事業所調査」において、地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。

4) 在所率=在所者数÷定員×100(在所率の計算は在所者数について調査を行っていない障害者更生センター、盲人ホームを除き、さらに平成12年以降は短期入所生活介護事業所を除いた。)ただし、平成18年は在所者数不詳の施設を除いた定員数で計算している。

5) ()内は在所率の対前年増減である。

3 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者数は757,580人となっている。これを施設の種別に多い職種をみると老人福祉施設では「介護職員・介助員」17,298人(31.7%)、身体障害者更生援護施設では「介護職員・介助員」14,266人(38.1%)、知的障害者援護施設では「生活指導・支援員等」44,406人(52.6%)、保育所では「保育士・児童生活支援員」313,799人(73.5%)等となっている。(表3)

表3 施設の種別にみた職種別常勤換算従事者数

平成18年10月1日現在											
	総数	保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者援護施設	精神障害者社会復帰施設	婦人保護施設	児童福祉施設(保育所を除く)	保育所	母子福祉施設	その他の社会福祉施設等
		1)	2)					1)			1)
総数	757 580	6 165	54 592	37 471	84 364	8 383	417	74 686	426 843	253	64 406
	(739 181)	(6 222)	(61 578)	(37 698)	(84 020)	(8 386)	(423)	(73 261)	(416 542)	(304)	(50 748)
従事者数(人)											
施設長	42 348	219	4 562	1 653	4 008	1 465	33	4 652	22 011	31	3 714
生活指導・支援員等 4)	75 292	797	5 247	5 531	44 406	2 237	142	14 016	...	17	2 899
職業・作業指導員	19 692	99	23	3 403	14 149	1 318	16	138	...	12	536
セラピスト	4 986	6	154	827	58	84	0	2 929	...	0	927
理学療法士	1 384	3	18	369	26	0	-	966	...	0	3
作業療法士	1 114	2	13	267	21	2	-	725	...	0	3
その他の療法士 5)	2 488	1	124	191	11	82	0	1 238	...	-	922
心理・職能判定員	189	6	3	88	44	16	9	17	...	-	6
医師	3 884	30	166	252	390	97	5	1 052	1 812	-	81
保健師・助産師・看護師	27 401	380	3 865	2 629	2 417	131	21	8 217	4 478	3	5 260
精神保健福祉士	3 199	40	976	11	19	2 135	1	2	...	-	15
精神科・医療ソーシャルワーカー
保育士・児童生活支援員	330 313	...	16	51	6	1	...	14 499	313 799	11	1 931
児童厚生員	11 702	...	12	-	-	-	...	11 655	...	-	35
介護職員・介助員 6)	70 856	3 109	17 298	14 266	1 306	10	6	2 482	...	2	32 377
介護支援専門員	5 690	...	4 056	11	4	2	-	1 617
管理栄養士	2 772	61	589	271	523	13	4	358	741	1	210
栄養士	9 642	137	1 549	505	1 704	32	17	947	4 151	-	600
調理員	71 096	652	6 063	2 137	6 299	83	78	4 866	48 032	16	2 872
事務員	25 822	449	5 206	1 486	2 267	500	43	3 617	6 802	89	5 363
用務員・その他の職員	52 696	181	4 808	4 351	6 763	259	43	5 238	25 017	73	5 965
構成割合(%)											
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
施設長	5.6	3.6	8.4	4.4	4.8	17.5	7.8	6.2	5.2	12.2	5.8
生活指導・支援員等 4)	9.9	12.9	9.6	14.8	52.6	26.7	34.1	18.8	...	6.6	4.5
職業・作業指導員	2.6	1.6	0.0	9.1	16.8	15.7	3.8	0.2	...	4.6	0.8
セラピスト	0.7	0.1	0.3	2.2	0.1	1.0	0.1	3.9	...	0.1	1.4
理学療法士	0.2	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	-	1.3	...	0.0	0.0
作業療法士	0.1	0.0	0.0	0.7	0.0	1.0	-	1.0	...	0.0	0.0
その他の療法士 5)	0.3	0.0	0.2	0.5	0.0	0.0	0.1	1.7	...	-	1.4
心理・職能判定員	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	0.2	2.0	0.0	...	-	0.0
医師	0.5	0.5	0.3	0.7	0.5	1.2	1.1	1.4	0.4	-	0.1
保健師・助産師・看護師	3.6	6.2	7.1	7.0	2.9	1.6	5.0	11.0	1.0	1.1	8.2
精神保健福祉士	0.4	0.7	1.8	0.0	0.0	25.5	0.2	0.0	...	-	0.0
精神科・医療ソーシャルワーカー
保育士・児童生活支援員	43.6	...	0.0	0.1	0.0	0.0	...	19.4	73.5	4.2	3.0
児童厚生員	1.5	...	0.0	-	-	-	...	15.6	...	-	0.1
介護職員・介助員 6)	9.4	50.4	31.7	38.1	1.5	0.1	1.3	3.3	...	0.8	50.3
介護支援専門員	0.8	...	7.4	0.0	0	0.0	-	2.5
管理栄養士	0.4	1.0	1.1	0.7	0.6	0.2	1.0	0.5	0.2	0.4	0.3
栄養士	1.3	2.2	2.8	1.3	2.0	0.4	4.0	1.3	1.0	-	0.9
調理員	9.4	10.6	11.1	5.7	7.5	1.0	18.6	6.5	11.3	6.1	4.5
事務員	3.4	7.3	9.5	4.0	2.7	6.0	10.4	4.8	1.6	35.3	8.3
用務員・その他の職員	7.0	2.9	8.8	11.6	8.0	3.1	10.3	7.0	5.9	28.6	9.3

注：1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。
 2) 老人福祉施設には特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設は含まない。
 3) () 内は、平成17年10月1日現在の数値である。ただし、児童福祉施設には児童遊園は含まれていない。
 4) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員、母子指導員が含まれるが、婦人保護施設は生活指導員のみである。
 5) その他の療法士には、機能訓練指導員、言語聴覚士、あん摩・マッサージ・指圧師、聴能訓練師を含む。
 6) 介護職員・介助員には、支援員、寮母を含む。
 7) 従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。

4 保育所の状況

(1) 施設数・定員・在所児数

保育所の定員は2,083,061人で、前年に比べ22,123人、1.1%増加しており、平成11年より増加傾向となっている。

施設数、定員、在所児数を公営・私営別にみると、公営は減少(対前年 △242施設、定員 △13,225人、在所児数 △26,154人)しており、私営は増加(同 338施設、定員35,348人、在所児数26,427人)している。

在所率は101.8%で、前年に比べ1.0ポイント低下している。これを公営・私営別にみると、公営では93.7%、私営では110.0%となっている。

また、定員及び在所児数を就学前の児童人口千対でみると、定員は286.8人、在所児数は291.7人となっている。(表4、図2)

表4 保育所の公営－私営別にみた施設数・定員・在所児数・在所率・就学前児童人口千対定員及び在所児数の年次推移

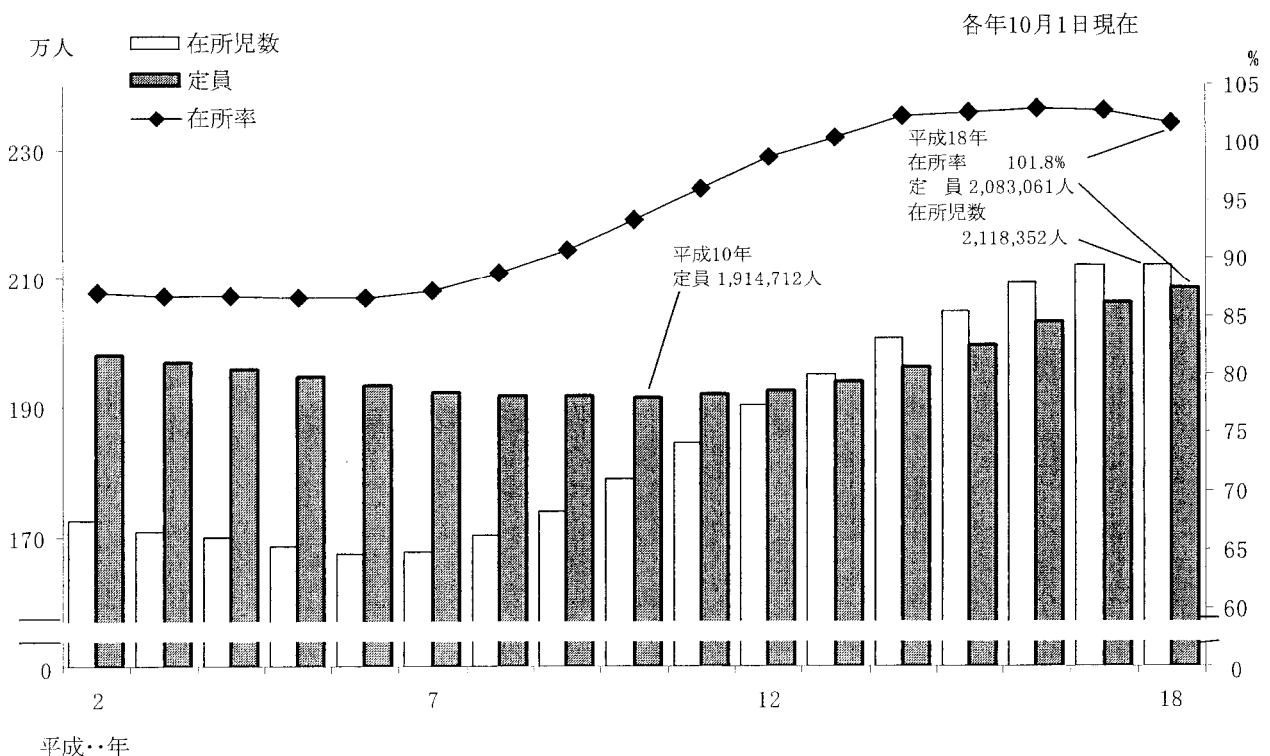
	平成7年 (1995)	12 (2002)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	各年10月1日現在	
								対前年 増減数	増減率(%)
施設数	22 488	22 199	22 288	22 391	22 494	22 624	22 720	96	0.4
公営	13 184	12 707	12 414	12 236	12 013	11 752	11 510	△ 242	△ 2.1
私営	9 304	9 492	9 874	10 155	10 481	10 872	11 210	338	3.1
定員(人)	1 922 835	1 925 641	1 959 889	1 995 067	2 029 201	2 060 938	2 083 061	22 123	1.1
公営	1 128 074	1 093 012	1 080 067	1 074 101	1 069 500	1 059 553	1 046 328	△ 13 225	△ 1.2
私営	794 761	832 629	879 822	920 966	959 701	1 001 385	1 036 733	35 348	3.5
在所児数(人)	1 678 866	1 904 067	2 005 002	2 048 324	2 090 374	2 118 079	2 118 352	273	0.0
公営	912 659	996 083	1 019 085	1 022 253	1 020 513	1 006 544	980 390	△ 26 154	△ 2.6
私営	766 207	907 984	985 917	1 026 071	1 069 861	1 111 535	1 137 962	26 427	2.4
在所率(%) 1)	87.3	98.9	102.3	102.7	103.0	102.8	101.8	(△ 1.0)	-
公営	80.9	91.1	94.4	95.2	95.4	95.0	93.7	(△ 1.3)	-
私営	96.4	109.1	112.1	111.4	111.5	111.0	110.0	(△ 1.0)	-
就学前児童人口千対定員(人) 2)	244.6	249.7	255.9	262.8	270.5	280.4	286.8	-	-
就学前児童人口千対在所児(人) 2)	213.6	246.9	261.7	269.8	278.7	288.1	291.7	-	-

注: 1) 在所率=在所児数÷定員×100 ただし、平成18年は在所児数不詳の施設を除いた定員数で計算をしている。

2) 就学前児童人口は0～5歳人口に6歳人口の1/2を加えた数であり、人口については平成7年、平成12年、平成17年は総務省統計局の国勢調査報告(総人口)、14～16年、18年は同推計人口(総人口)による。

3) ()内は在所率の対前年増減である。

図2 保育所の定員・在所児数・在所率の年次推移



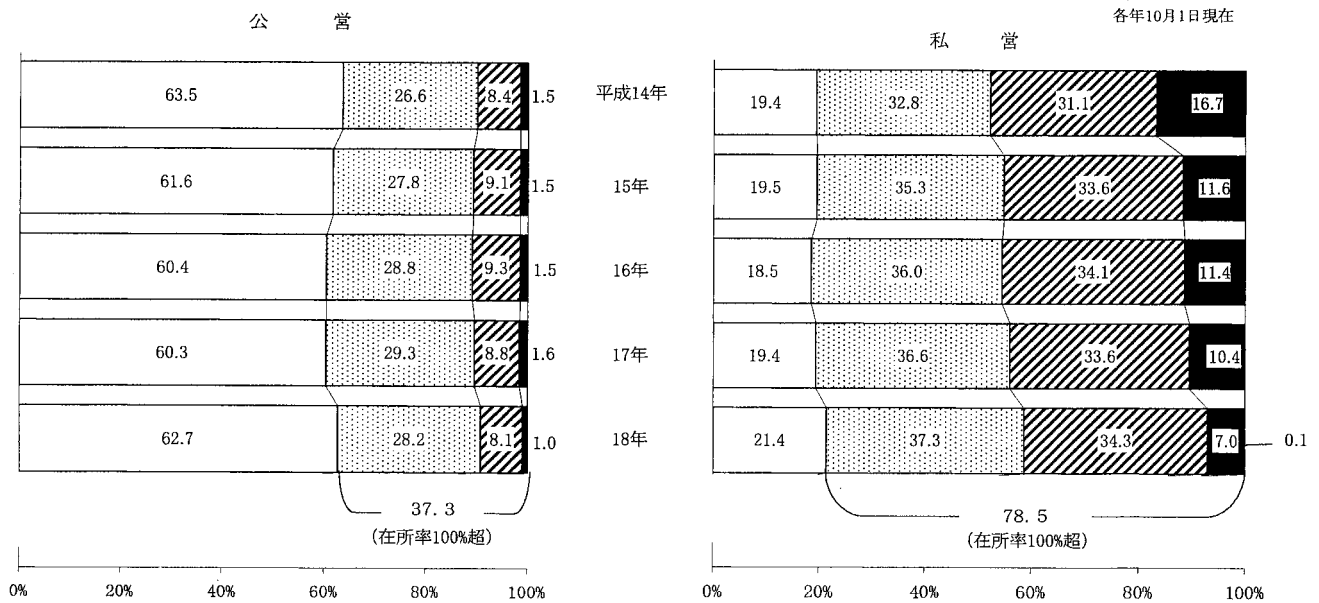
(2) 在所率が100%を超える施設数

在所率が100%を超えている施設は、13,099施設(57.7%)となっている。これを公営・私営別にみると、公営4,297施設(37.3%)に対し、私営8,802施設(78.5%)となっている。(表5、図3)

表5 在所率階級別にみた保育所数の年次推移

	施設数							構成割合 (%)						
	総数	100%以下	100%超～115%以下	115%超～125%以下	125%超	不詳	(再掲)100%超	総数	100%以下	100%超～115%以下	115%超～125%以下	125%超	不詳	(再掲)100%超
各年10月1日現在														
総数														
平成14年	22 288	9 797	6 539	4 113	1 839	-	12 491	100.0	44.0	29.3	18.5	8.3	-	56.0
15	22 391	9 512	6 985	4 525	1 369	-	12 879	100.0	42.5	31.2	20.2	6.1	-	57.5
16	22 494	9 189	7 230	4 693	1 382	-	13 305	100.0	40.9	32.1	20.9	6.1	-	59.1
17	22 624	9 197	7 424	4 684	1 319	-	13 427	100.0	40.7	32.8	20.7	5.8	-	59.3
18	22 720	9 608	7 431	4 771	897	13	13 099	100.0	42.3	32.7	21.0	3.9	0.1	57.7
公 営														
平成14年	12 414	7 879	3 304	1 039	192	-	4 535	100.0	63.5	26.6	8.4	1.5	-	36.5
15	12 236	7 533	3 402	1 113	188	-	4 703	100.0	61.6	27.8	9.1	1.5	-	38.4
16	12 013	7 253	3 461	1 115	184	-	4 760	100.0	60.4	28.8	9.3	1.5	-	39.6
17	11 752	7 089	3 447	1 033	183	-	4 663	100.0	60.3	29.3	8.8	1.6	-	39.7
18	11 510	7 213	3 251	929	117	-	4 297	100.0	62.7	28.2	8.1	1.0	-	37.3
私 営														
平成14年	9 874	1 918	3 235	3 074	1 647	-	7 956	100.0	19.4	32.8	31.1	16.7	-	80.6
15	10 155	1 979	3 583	3 412	1 181	-	8 176	100.0	19.5	35.3	33.6	11.6	-	80.5
16	10 481	1 936	3 769	3 578	1 198	-	8 545	100.0	18.5	36.0	34.1	11.4	-	81.5
17	10 872	2 108	3 977	3 651	1 136	-	8 764	100.0	19.4	36.6	33.6	10.4	-	80.6
18	11 210	2 395	4 180	3 842	780	13	8 802	100.0	21.4	37.3	34.3	7.0	0.1	78.5

図3 在所率階級別にみた保育所数の構成割合の年次推移



100%以下	100%超～115%以下	115%超～125%以下	125%超	不詳

(3) 延長保育

延長保育(開所時間が11時間を超えるもの)を実施している保育所は14,831施設で、前年に比べ781施設、5.6%増加している。これを、平成14年と比較すると約1.3倍に増え、近年、増加傾向となっている。

また、延長保育を実施している保育所は全体の保育所の65.3%を占めている。これを公営・私営別にみると、公営では46.4%、私営では84.7%となっており、いずれも上昇している。

一方、延長保育を実施していない保育所は公営、私営ともに減少傾向となっており、保育所数が増加している私営で前年に比べ151施設、8.1%の減少となっている。(表6、図4)

表6 公営—私営別にみた保育所の延長保育の年次推移

	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	各年10月1日現在 対前年	
						増減数	増減率(%)
総数	22 288	22 391	22 494	22 624	22 720	96	0.4
延長保育	11 032	12 055	13 166	14 050	14 831	781	5.6
11時間以下	11 256	10 336	9 328	8 574	7 889	△ 685	△ 8.0
公営	12 414	12 236	12 013	11 752	11 510	△ 242	△ 2.1
延長保育	3 766	4 233	4 743	5 049	5 341	292	5.8
11時間以下	8 648	8 003	7 270	6 703	6 169	△ 534	△ 8.0
私営	9 874	10 155	10 481	10 872	11 210	338	3.1
延長保育	7 266	7 822	8 423	9 001	9 490	489	5.4
11時間以下	2 608	2 333	2 058	1 871	1 720	△ 151	△ 8.1
			構成	割合	(%)		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	.	.
延長保育	49.5	53.8	58.5	62.1	65.3	.	.
11時間以下	50.5	46.2	41.5	37.9	34.7	.	.
公営	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	.	.
延長保育	30.3	34.6	39.5	43.0	46.4	.	.
11時間以下	69.7	65.4	60.5	57.0	53.6	.	.
私営	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	.	.
延長保育	73.6	77.0	80.4	82.8	84.7	.	.
11時間以下	26.4	23.0	19.6	17.2	15.3	.	.

注:「延長保育」とは、開所時間が11時間を超えるものをいう。

図4 延長保育実施保育所数の年次推移

